

重要事項説明書

この重要事項説明書は、特定非営利活動法人 Core and Simple Visions が提供する指定就労継続支援 A 型事業について、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1 事業者の概要

名 称	特定非営利活動法人 Core and Simple Visions
所 在 地	愛媛県東温市北方甲 2 1 6 4 番地 2
法人の種別	特定非営利活動法人
代表者氏名	理事長 大和 殉
電話 番 号	0 8 9 - 9 0 9 - 5 2 7 3

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定就労継続支援 A 型（平成 29 年 6 月 1 日）
事業の目的	指定就労継続支援 A 型 通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
事業所の名称	コミュサポ・ひかり（事業所番号：3810104103）
事業所の所在地	愛媛県松山市来住町 1 3 4 0 番地 1
連 絡 先	電話番号 0 8 9 - 9 0 9 - 5 2 7 3 F A X 0 8 9 - 9 0 9 - 5 2 7 4
管 理 者	曾我部 京子
サービス管理責任者	曾我部 京子
通常の事業の実施地域	松山市、東温市、伊予市、伊予郡砥部町、伊予郡松前町
運営方針	1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して、利用者を雇用し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けて支援する。

<p>運営方針</p>	<p>2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定就労継続支援A型を提供するよう努める。</p> <p>3 事業所は、居宅に近い環境の中で、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うことを旨とし、市町村、指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p> <p>4 事業所は、通所利用が困難で在宅により支援がやむを得ないと、市町村が判断した利用者を在宅就労とする。</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成25年厚生労働省令第124号）指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年松山市条例第60号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。</p>
<p>営業日及び 営業時間</p>	<p>営業日 月曜日から金曜日（国民の祝日、夏季休暇及び冬季休暇を除く。但し月曜日から金曜日の間に国民の祝日がある場合、当該週の土曜日は営業日とする。）</p> <p>営業時間 午前8時から午後5時</p>
<p>サービス提供日及び サービス提供時間</p>	<p>サービス提供日 サービス提供日は上記営業日に準ずる。</p> <p>サービス提供時間 午前8時から午後5時のうち以下のいずれかのシフトによる。 午前8時30分から午後1時30分 午前11時30分から午後5時 午後1時から午後5時</p>
<p>主たる対象者</p>	<p>(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く） (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く） (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く） (4) 難病患者等（18歳未満の者を除く）</p>
<p>定 員</p>	<p>23名</p>
<p>生産活動</p>	<p>(1) 生活支援活動 ①ゴミ出し、買い物代行 ②住居の維持管理作業 (2) 縫製品及び玩具の製造 (3) 清掃作業 (4) 空き家の管理 (5) リサイクル業務</p>

開設年月日	平成29年6月1日
-------	-----------

3 施設・設備の概要

(1) 施設

建 物	構 造	木造スレート葺2階建
	延べ床面積	138.24㎡
	築年月	平成14年6月

(2) 主な設備

設備の種類	室 数	床面積	
訓練作業室－1	1室	25.92㎡	洋室
訓練作業室－2兼多目的室	1室	20.88㎡	洋室
訓練作業室－3	1室	10.80㎡	洋室
訓練作業室－4	1室	10.80㎡	洋室
相 談 室	1室	12.96㎡	和室 テーブル1台
洗面更衣室	1室	4.08㎡	洗面台1台
便 所	1室	2.28㎡	洋式トイレ
浴 室	1室	4.56㎡	
納 戸	1室	5.76㎡	

4 職員の配置状況

(1) 職員の員数

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			1
サービス管理責任者						
職業指導員	2	2				2
生活支援員	2	1		1		1.1

(2) 各職種の勤務体制

職種	勤務体制	勤務状況
管理者	勤務時間（８：００～１７：００）	常 勤 １名
サービス管理責任者	上記時間内において８時間勤務	
職業指導員	勤務時間（８：００～１７：００） 上記時間内において８時間勤務	常 勤 ２名 3
生活支援員	勤務時間（８：００～１７：００） 上記時間内において８時間勤務	常 勤 １名 非常勤 1名

5 サービスの内容

(1) 訓練給付費等対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。 ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	<p>一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。</p>
実習及び求職活動等の支援	<p>公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。</p>
生産活動	<p>生産活動の機会を提供します</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 家事代行業務 <ol style="list-style-type: none"> ①ゴミ出し代行 ②買い物代行 ③家屋、敷地の維持管理 ④その他家事支援 (2) 縫製品及び玩具の製造作業 (3) 清掃作業 (4) 空き家管理作業 (5) リサイクル業務
施設外就労	<p>利用者の心身の状況や意向・適性・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援A型計画に基づき施設外就労を行います。「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外就労」とは職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。</p>

事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。(訪問支援は月2回を限度とします。)
在宅勤務	通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者が対象です。 在宅による就労系サービスの提供を希望していても市町村がやむを得ないと判断しない限り在宅で就労サービスを利用することはできない。
レクリエーション	季節に応じたレクリエーションの計画を行い、実施します。 レクリエーションに要する費用は自己負担とします。
健康管理	日常生活上必要な利用者には、投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	事業所と集合場所間の送迎を行います。

(2) 訓練給付費等対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00～13:00	1食 350円 (食材費含む)
就労支援に必要な諸経費	就労や実習に取り組む際に要する費用で、負担していただくことが適当であると思われる費用。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者個別の日常生活品の購入代金や病院受診費用や健康診断等に係わる費用。	実費

<サービスの概要>

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

6 利用料金

(1) 訓練給付費等対象サービスの料金

訓練給付費等によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉

サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練給付費等対象外サービスの料金

上記「6 サービスの内容 (2) 訓練給付費等対象外サービス」に記載の料金を当事業所にお支払いいただきます。

(2) 利用者負担金のお支払方法

上記 (1) (2) の料金は1ヶ月毎に計算し、賃金より差し引いて徴収致します。

7 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

8 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者の かかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： (続柄)

9 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等

当事業所 受付窓口	窓口担当者 曾我部 京子 利用時間 9:00～ 16:00 電話番号 089-909-5273 F A X 089-909-5274
市町村窓口	松山市役所 別館1階 松山市障がい者虐待防止センター (障がい福祉課内) 電話番号 089-948-6849 F A X 089-932-7553

1 0 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人敬愛会 久米病院
所在地	愛媛県松山市南久米町723番地
電話番号	089-975-0503
診療科	内科、消化器内科、精神科、心療内科
事業所からの距離	800m 所要時間3分(自動車)

1 1 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途定める消防計画により、年1回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 4箇所 ・非常用照明 3箇所 ・消火器 3台 ・非常警報装置 2台
消防計画	消防署への届出日：平成29年5月 防火管理者：曾我部 京子
保険加入	加入保険会社名：AIG損害保険(株) 加入保険内容：火災保険

1 2 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	事業所内での飲酒は禁止です。喫煙は決められた場所で休憩時間をお願いします。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定就労継続支援A型の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：コミュサポ・ひかり

説明者： 管理者 曾我部 京子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援A型の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 :

氏 名 : 印

代理人

住 所 :

氏 名 : 印

(利用者との続柄 :)

(電話番号 :)

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者

住 所 :

氏 名 : 印

(利用者との続柄 :)

事業者

松山市来住町1340番地1

特定非営利活動法人 Core and Simple Visions

理事長 大和 殉